

武蔵村山市公共下水道事業
財政健全化検討委員会

第1回会議資料

平成29年7月27日（木）

— 目 次 —

第1	下水道の役割と種類及び分類について	1
第2	流域下水道事業について	2
第3	公共下水道事業について	3
第4	公共下水道事業の法律的な位置づけ	4
第5	下水道事業特別会計の現状	4
第6	公共下水道事業の主なあゆみ	5
第7	下水道使用料について	6
第8	東京都26市公共下水道普及状況	7
第9	武蔵村山市下水道事業特別会計決算（予算）の状況	8
第10	歳入合計額に占める下水道使用料及び一般会計繰入金等の割合	10
第11	科目別歳出状況	11
第12	東京都26市下水道使用料の状況	12

《参考資料》

- 1 武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会設置要綱
- 2 武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会委員名簿
- 3 武蔵村山市下水道条例及び同規則
- 4 武蔵村山市下水道プラン（平成23年3月策定）
- 5 武蔵村山市公共下水道事業の財政運営の健全化について（平成26年度検討委員会からの報告書）
- 6 武蔵村山市の汚水処理区の状況（白図）
- 7 多摩川上流水再生センター及び清瀬水再生センター リーフレット

第1 下水道の役割と種類及び分類について

1 下水道の役割

下水道は、雨水を排除し生活や生産活動で発生する汚水を処理する重要な施設である。

また、汚水をきれいな水によみがえらせて、河川や海の汚れを防ぐことも下水道の大きな役割である。

2 下水道の種類

(1) 合流式

汚水と雨水を同じ水路で集め、まとめて浄化処理して放流するものであり、比較的早い時期に整備を開始した大都市地域に見られる。

(2) 分流式

汚水と雨水を別の水路で集め、雨水はそのまま、汚水は浄化処理して放流するものである。現在新設される下水道ではほぼ全てがこの方式による。

3 下水道の分類

(1) 流域下水道

地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受け、これらを排除し、及び処理するために、地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの又は、公共下水道により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するものをいう。

(2) 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

(3) 都市下水路

主として市街地内の雨水排除を目的とするものをいう。

第2 流域下水道事業について

東京都多摩地域では、多摩川流域下水道（野川・北多摩1号・北多摩2号・多摩川上流・南多摩・浅川・秋川の7処理区）及び荒川右岸東京流域下水道（荒川右岸処理区の1処理区）の事業を実施している。

なお、本市では流域下水道計画との関連から市内を東西に二分割し、西部地域が多摩川流域下水道、東部地域が荒川右岸東京流域下水道として位置付けている。

1 多摩川流域下水道

多摩川上流処理区関連市町(6市2町)

青梅市、昭島市、福生市、羽村市、瑞穂町の大部分と立川市、武蔵村山市、奥多摩町の一部の汚水进行处理している。

(1) 多摩川上流水再生センター

ア 施設の概要

平成27年度末

項目	供用開始区域面積	事業計画区域面積
処理面積	7,051ha	9,349ha

所在地 昭島市宮沢町3-15-1

運転開始 昭和53年5月

処理能力 293,700 m³/日

敷地面積 151,417 m²

イ 処理区の普及状況

平成27年度末

全体人口	普及人口	普及率
467千人	464千人	99%

2 荒川右岸東京流域下水道

荒川右岸処理区関連市(9市)

東村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市、西東京市の大部分、武蔵野市、小金井市、小平市、武蔵村山市の一部の汚水进行处理している。

(1) 清瀬水再生センター

ア 施設の概要

平成27年度末

項目	供用開始区域面積	事業計画区域面積
処理面積	7,773ha	8,042ha

所在地 清瀬市下宿3-1375

運転開始 昭和56年11月

処理能力 364,450 m³/日

敷地面積 213,012 m²

イ 処理区の普及状況

平成27年度末

全体人口	普及人口	普及率
730千人	730千人	100%

第3 公共下水道事業について

本市の公共下水道事業は、東京都が施工する流域関連公共下水道事業として、分流式（汚水・雨水を別に処理）により昭和49年10月に事業着手した。

流域下水道計画との関係から市の区域を東西に2分割し、東部地区については荒川系の「清瀬水再生センター」で、西部地区については、「多摩川上流水再生センター」で汚水処理を行っている。

なお、雨水整備については、地形の関係から残堀川水系、空堀川水系に分かれており、残堀川水系は事業の認可を受け、一部事業に着手している。

平成28年度末の汚水の面的整備率（※1）は、全体で97.5%に達しており、残りの未整備部分については農地等の区域である。

また、下水道普及率（※2）は、既に100%に達している。

※1 面的整備率とは：整備面積÷事業認可面積

※2 下水道普及率とは：処理区域内人口÷行政区域内人口

第4 公共下水道事業の法律的な位置づけ

地方財政法第6条に公営企業の財政運営の方法が定められており、政令で定められた公共下水道事業を含む13事業についての経理は特別会計をもって行わなければならないと規定されており、これにより公共下水道事業については特別会計により運営を行っている。

また、公営企業については、「その経費は、その性質上当該事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費（※1）を除き、当該事業の経営に伴う収入（※2）をもってこれに充てなければならない。」こととされ、適正な経費負担区分を前提とした独立採算の原則が定められている。

※1 一般会計からの繰入金（総務省から基準内繰入金として通達されたもの。）

※2 下水道使用料

第5 下水道事業特別会計の現状

下水道事業の歳入決算額に占める歳入の内訳は、「下水道使用料」が81.2パーセント、「一般会計繰入金（繰入金）」が8.9パーセントを占めている（平成24～28年度平均）。

そこで、汚水処理費経費回収率（汚水処理費を下水道使用料で賄う割合）であるが、134.0パーセント（平成26～28年度平均）であり、下水道使用料で汚水処理費を賄うことができている。

第4でも述べたように汚水の事業費（建設費・維持管理費）は、基本的に私費（下水道使用料）で賄い、雨水の事業費（建設費・維持管理費）は、公費（一般会計繰入金等）で賄うこととされている。

これまでには、本来下水道使用料で賄うべき汚水の事業費の一部が、基準外繰入金として、一般会計からの繰入金により賄わざるをえず、一般会計の財政に影響を与えている年度もある。（詳しくは「武蔵村山市下水道プラン」第4-6 下水道事業経営の現状 P22～P29を参照。）

第6 公共下水道事業の主なあゆみ

実施時期	事業内容
昭和48年12月	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画決定（分流式 1,273ha） 武蔵村山市下水道条例制定
昭和49年4月	<ul style="list-style-type: none"> 下水道事業特別会計設置
9月	<ul style="list-style-type: none"> 事業認可取得（多摩川上流処理区）
10月	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道事業着手
昭和54年6月	<ul style="list-style-type: none"> 多摩川上流処理区供用開始
12月	<ul style="list-style-type: none"> 事業認可取得（荒川右岸処理区）
昭和57年4月	<ul style="list-style-type: none"> 下水道使用料改定（改定率 40.7%）
昭和60年1月	<ul style="list-style-type: none"> 下水道使用料改定案を議会に上程（改定率 13%）
3月	<ul style="list-style-type: none"> 同上上程を撤回
昭和61年3月	<ul style="list-style-type: none"> 荒川右岸処理区供用開始
平成4年2月	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域の事業認可取得
4月	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域の一部について公共下水道整備開始
11月	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道事業財政健全化検討委員会へ諮問
平成5年8月	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道事業財政健全化検討委員会から答申
平成7年12月	<ul style="list-style-type: none"> 下水道使用料改定（案）市議会可決（40.3%改定）
平成9年1月	<ul style="list-style-type: none"> 下水道使用料改定（24.1%改定）
平成10年7月	<ul style="list-style-type: none"> 下水道使用料改定（8.9%+消費税 5%転嫁、実質 3.9%改定）
平成11年7月	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道事業財政健全化検討委員会へ諮問
平成12年1月	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道事業財政健全化検討委員会から答申
7月	<ul style="list-style-type: none"> 下水道使用料改定（10.0%改定）
平成13年7月	<ul style="list-style-type: none"> 下水道使用料改定（6.4%改定）
平成14年7月	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道事業財政健全化検討委員会へ諮問
平成15年2月	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道事業財政健全化検討委員会から答申
10月	<ul style="list-style-type: none"> 下水道使用料改定（5.0%改定）
平成16年10月	<ul style="list-style-type: none"> 下水道使用料改定（4.8%改定）
平成17年10月	<ul style="list-style-type: none"> 下水道使用料改定（4.5%改定）
平成19年7月	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道事業財政健全化検討委員会へ諮問
12月	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道事業財政健全化検討委員会から答申
平成20年10月	<ul style="list-style-type: none"> 下水道使用料改定（5.0%改定）
平成21年10月	<ul style="list-style-type: none"> 下水道使用料改定（4.7%改定）
平成23年7月	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道事業財政健全化検討委員会へ諮問
11月	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道事業財政健全化検討委員会から答申
平成26年4月	<ul style="list-style-type: none"> 消費税率改定（6月分より 5%→8%）

平成 26 年 7 月
平成 26 年 11 月

- 公共下水道事業財政健全化検討委員会へ諮問
- 公共下水道事業財政健全化検討委員会から答申

第7 下水道使用料について

下水道使用料の徴収根拠

- 1 下水道は公の施設に該当し、その利用に対し条例の定めるところにより徴収することができる。（地方自治法第 225 条）
- 2 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。（下水道法第 20 条）
- 3 市長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。（武蔵村山市下水道条例第 12 条の 2）

《解 説》

• 受益者負担の原則

一般に地方公共団体や国の提供する行政サービスは、税によって賄われるものである。一方、サービスと受益とが明確に対応する事業では、事業経費の一部を受益者の負担とすることが住民間の負担の公平という見地から必要である。

下水道法第 20 条で使用者から使用料を徴収することについて定めているが、便益を享受していることから、全ての経費を税負担とすることでなく、使用者負担とするほうが費用負担の公平の原則に合致するため、公共下水道管理者に使用料徴収の一般的機能が与えられている。

第8 東京都26市公共下水道普及状況

平成28年4月1日現在

市名	全体人口	処理区内人口	平成27年度末普及率(%)	平成24年度末普及率(%)
八王子市	562,019	558,257	99	99
立川市	180,277	180,277	100	100
武蔵野市	143,630	143,630	100	100
三鷹市	183,951	183,951	100	100
青梅市	136,545	132,256	97	97
府中市	257,318	257,318	100	100
昭島市	112,906	112,827	100	100
調布市	227,208	227,208	100	100
町田市	427,180	420,634	98	98
小金井市	118,346	118,346	100	100
小平市	188,576	188,576	100	100
日野市	182,953	173,452	95	94
東村山市	150,790	150,790	100	100
国分寺市	120,333	120,316	100	99
国立市	75,054	75,054	100	100
福生市	58,798	58,798	100	100
狛江市	80,422	80,422	100	100
東大和市	86,044	85,993	100	100
清瀬市	74,485	74,471	100	100
東久留米市	117,053	117,053	100	100
多摩市	148,155	148,145	100	100
稲城市	87,828	86,779	99	98
羽村市	56,281	56,030	100	100
あきる野市	81,443	76,199	94	93
西東京市	199,297	199,296	100	100
武蔵村山市	72,165	72,154	100	100
平均	———	———	99	99

《 参 考 資 料 》

- 1 武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会設置要綱
- 2 武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会委員名簿
- 3 武蔵村山市下水道条例及び同規則
- 4 武蔵村山市下水道プラン（平成 23 年 3 月策定）
- 5 武蔵村山市公共下水道事業の財政運営の健全化について（平成 26 年度検討委員会からの報告書）
- 6 武蔵村山市の汚水処理区の状況（白図）
- 7 多摩川上流水再生センター及び清瀬水再生センター リーフレット